

# 令和元年度 第7回三和区地域協議会次第

日時: 令和2年1月16日(木)  
午後6時30分から  
場所: 三和コミュニティプラザ  
2階 会議室1

## 1 開 会

## 2 会長挨拶

## 3 報告事項

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 越柳地区研修センターの廃止について      | 資料No.1 |
| (2) 三和北部地区農業振興センターの廃止について  | 資料No.2 |
| (3) 水源保護地域の一部解除について        | 資料No.3 |
| (4) 公立保育園の民間移管について         | 資料No.4 |
| (5) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について | 資料No.5 |

## 4 議 題

- |                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| (1) 令和2年度地域活動支援事業の採択方針について           | 資料No.6  |
| (2) 地域の課題について                        | 資料No.7  |
| (3) 地域協議会活動報告会について                   | 資料No.8  |
| (4) その他                              |         |
| ・公共交通の三和区再編(案)について                   | 資料No.9  |
| ・公の施設の再配置計画(個別施設計画)策定に係る<br>取組状況について | 資料No.10 |

## 5 その他

## 6 閉 会

## 越柳地区研修センターの譲渡について

### ○市の対応方針

- 本施設は、地元関係団体による利用が主であることから、令和元年度末に用途廃止し、越柳町内会に無償譲渡する。

(用途廃止の理由)

本施設は、平成 20 年 3 月の設置以来、地域農業の振興と地域社会の発展を目的として、地元町内会及び地域団体の会議や研修の集会施設として活用されてきた。これまでに、農村地域社会の発展に寄与してきたこと、地元関係団体による利用が主であることから、用途廃止し、地元町内会に無償譲渡する。

### 1 施設の概要

- 所在地 : 上越市三和区越柳 1429
- 設置年月 : 平成 20 年 3 月
- 構造等 : 木造 1 階建 82.81 m<sup>2</sup> 会議室、多目的室
- 建設費用 : 17,000 千円
- 耐用年数 : 24 年 (経過年数 11 年)
- 管理方法 : 上越柳町内会に指定管理を委託 (0 円委託 H31 年度～H35 年度)

### 2 施設の利用状況

#### ・年度別利用実績

区分	H28	H29	H30
利用人数 (人)	333	247	207

#### ・利用団体

主に越柳地区町内会関係の団体が使用している。

### 3 越柳町内会との協議経過等

#### 【平成 25 年度】

- 12 月 : 町内会と意見交換 : 市から、基本的な考え方及び地元負担経費について説明。
- 1 月 : 町内会から「譲渡を受ける」との回答を得る。(書面なし)

#### 【平成 26 年度】

- 7 月 : 町内会への説明会。譲渡後の維持管理費への不安が出されたが、反対意見はなく、譲渡について承諾書を得る。なお、H26.4 東北経済産業局へ照会の結果、設置後 10 年経過の場合は交付金返還を伴わない財産処分ができる可能性があることが確認できたので、10 年経過時点で改めて譲渡の説明をさせてもらうことで了承を得る。

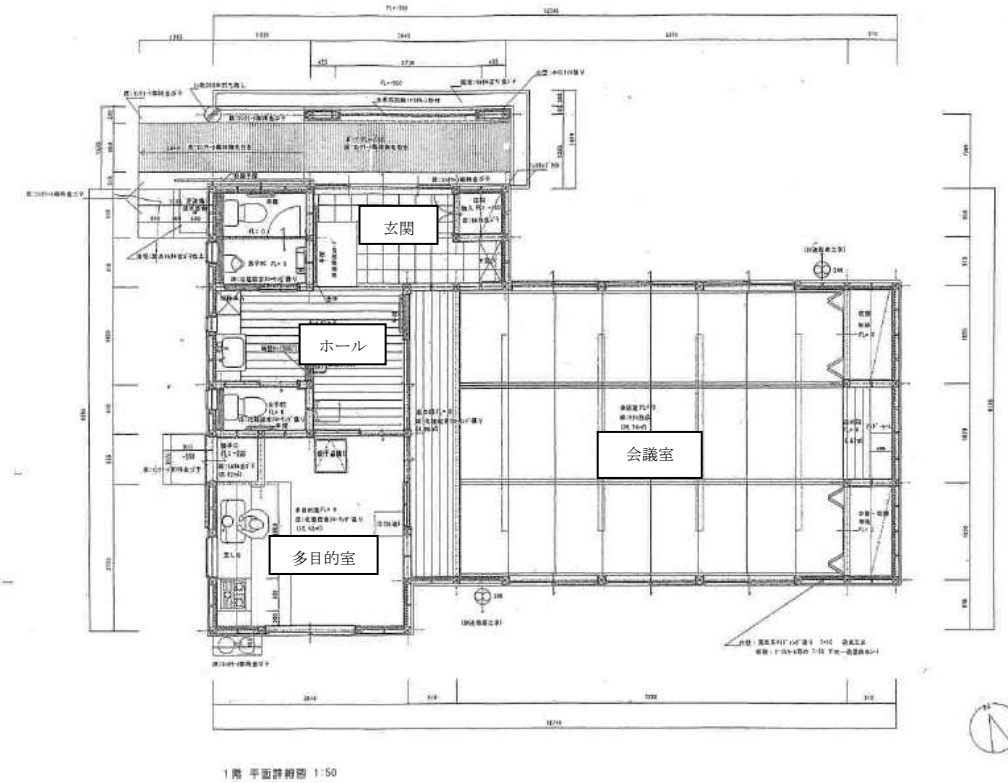
#### 【平成 30 年度】

- 3 月 : 設置後 10 年経過し、H31.3 東北経済産業局から交付金返還免除の内諾を受けたことから、町内会へ改めて譲渡について説明。地元から、譲渡後すぐに大規模修繕が生じては困る、必要な修繕を行ってほしいとの要望。

#### 【令和元年度】

- 6 月 : 町内会役員と協議。修繕については、譲渡後に三和区農村地区多目的集会所等修繕費補助金で実施することで理解を得た。
- 7 月 : 町内会役員と施設の破損状況確認。修繕の要望箇所について、関係課で協議すると回答

### 【参考】施設平面図



## 三和北部地区農業振興センターの譲渡について

### ○市の対応方針

- 本施設は、地元関係団体による利用が主であることから、令和元年度末に用途廃止し、越柳町内会に無償譲渡する。  
(用途廃止の理由)  
本施設は、平成20年12月の設置以来、地域農業の振興と地域社会の発展を目的として、地元町内会及び地域団体の会議や研修の集会施設として活用されてきた。これまでに、農村地域社会の発展に寄与してきたこと、地元関係団体による利用が主であることから、用途廃止し、地元町内会に無償譲渡する。

### 1 施設の概要

- 所在地：上越市三和区越柳 1825-1
- 設置年月：平成20年12月
- 構造等：木造1階建 114.28㎡ 会議室、多目的室
- 建設費用：23,820千円
- 耐用年数：24年（経過年数11年）
- 管理方法：北部地区農業振興センター協議会に指定管理を委託（0円委託 H31年度～H35年度）

### 2 施設の利用状況

#### ・年度別利用実績

区分	H28	H29	H30
利用人数(人)	273	294	277

- 利用団体  
主に越柳地区町内会関係の団体が使用している。

### 3 越柳町内会との協議経過等

#### 【平成25年度】

- 12月：町内会と意見交換：市から、基本的な考え方及び地元負担経費について説明。
- 1月：町内会から「譲渡を受ける」との回答を得る。（書面なし）

#### 【平成26年度】

- 7月：町内会への説明会。譲渡後の維持管理費への不安が出されたが、反対意見はなく、譲渡について承諾書を得る。なお、H26.4東北経済産業局へ照会の結果、設置後10年経過の場合は交付金返還を伴わない財産処分ができる可能性があることが確認できたので、10年経過時点で改めて譲渡の説明をさせてもらうことで了承を得る。

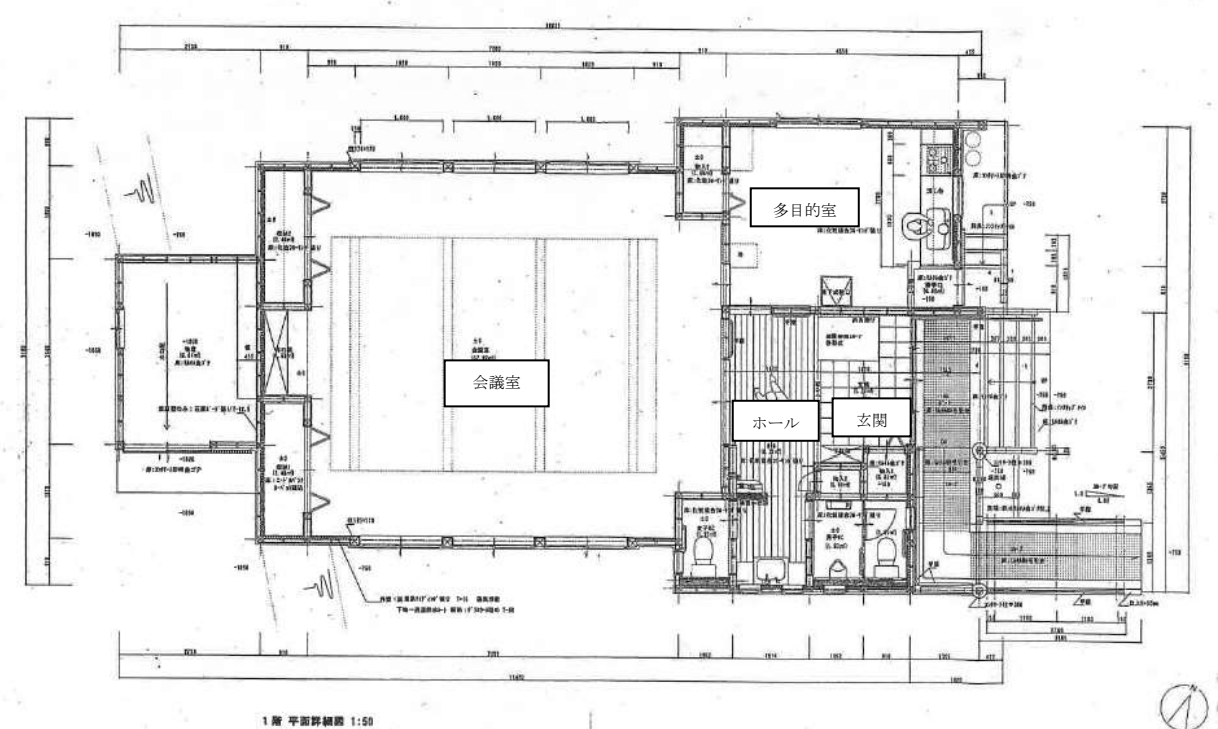
#### 【平成30年度】

- 3月：設置後10年経過し、H31.3東北経済産業局から交付金返還免除の内諾を受けたことから、町内会へ改めて譲渡について説明。地元から、譲渡後すぐに大規模修繕が生じては困る、必要な修繕を行ってほしいとの要望。

#### 【令和元年度】

- 6月：町内会役員と協議。修繕については、譲渡後に三和区農村地区多目的集会所等修繕費補助金で実施することで理解を得た。
- 7月：町内会役員と施設の破損状況確認。修繕の要望箇所について、関係課で協議すると回答

【参考】施設平面図



令和2年1月16日  
三和区地域協議会資料

## 水道水源保護地域の指定解除について

上越市ガス水道局

当市では、水道用水源の汚濁を防止するため、上越市水道水源保護条例に基づき「水道水源保護地域」を指定しています。

このたび、令和元年11月末に三和区の多能浄水場の廃止に伴い、水源の利用がなくなったことから、令和元年12月18日に水道水源保護審議会を開催し、多能ダム集水区域及び周縁部の水源保護地域の指定解除について審議が行われ、審議の結果、承認されました。これにより平成19年9月に指定した水道水源保護地域の指定を解除しましたので報告します。

### 1. 解除の理由

三和区の多能浄水場は昭和37年に完成し配水を開始したが、築造から50年以上が経過し施設の老朽化が進んだことから、今後の浄水場のあり方について検討を行ってきました。

平成17年の市町村合併や平成25年の上越地域水道用水供給企業団の統合により、全市の配水を一元的に管理・運用することが可能となり、年間を通じて安定した給水が可能となっています。

このため、令和元年11月には正善寺浄水場から配水するための配水管等の工事が完了し、正善寺浄水場からの配水を開始するとともに、多能浄水場の運転を停止しました。

これに伴い、多能浄水場水源の利用もなくなったことから、水道水源保護地域の指定を解除したものです。

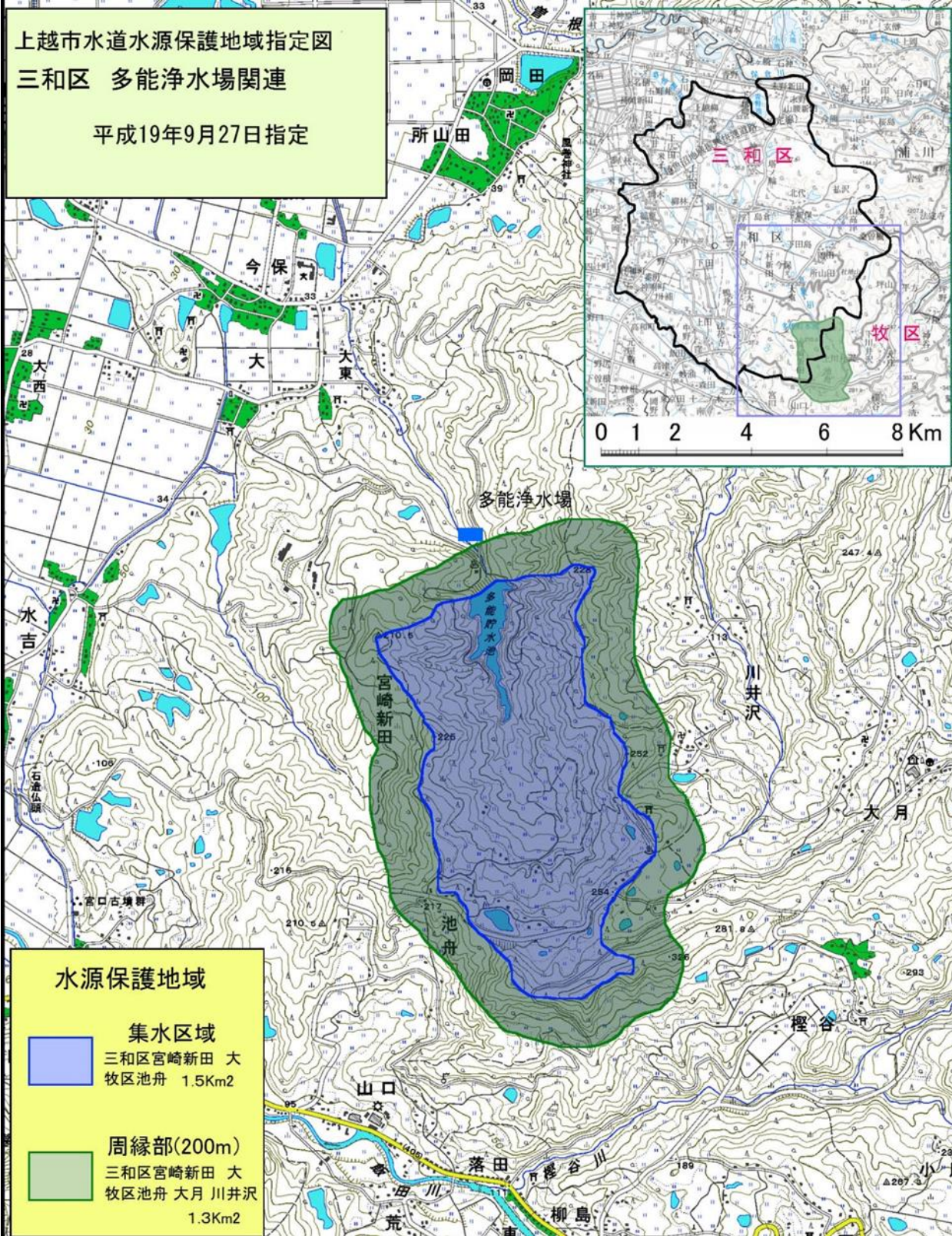
### 2. 指定解除する水道水源保護地域（裏面「上越市水道水源保護地域指定図」参照）

多能貯水池集水区域全域及び200mの幅の周縁部 2.8 km<sup>2</sup>

- ・三和区 宮崎新田、大の一部
- ・牧区 池舟、大月、川井沢の一部

### 3. 指定解除日

令和2年1月10日



この地図の制作に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第204号)

## 公立保育園の民間移管について

### 1 移管先事業者の募集開始について

#### (1) 募集期間

令和元年12月6日(金)から令和2年1月31日(金)まで

#### (2) 応募資格

次の①②などを全て満たす法人。

- ① 保育園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有する事業者で、上越市において引き続き3年以上事業を運営していること。(応募時点で保育園事業を運営していない法人も応募可能)
- ② 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する事業者であること。

### 2 令和4年4月に民間移管を予定する園(4園)

園名	定員	入園児童数
つちはし保育園	200人	191人
春日保育園	236人	231人
なおえつ保育園	200人	184人
さんわ保育園	200人	162人

※定員及び入園児童数は  
平成31年4月1日現在

### 3 現在の状況及び今後の予定

#### (1) 現在の状況

- 「上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会」の審議を経て、募集要項や審査基準を策定。
- 12月6日(金)に移管先事業者の募集を開始。(1月31日(金)締切)
- 募集開始については、12月15日号の広報上越に記事を掲載したほか、昨年4月に実施した意向調査に協力いただいた法人に対して文書でお知らせした。
- 民間移管対象4園の保護者に対して、現在の取組状況を12月末に周知。

#### (2) 今後の予定

年度	月	内容
令和元年度	1月	① 移管先事業者の募集締切
	2月 ～3月	② 選定委員会による審査・選定 ③ 移管先事業者の決定 ④ 関係者調整会議(保護者、事業者、市)の設置 ⑤ 移管先事業者の公表
令和2年度	通年	① 移管先事業者との引継に向けた協議(～令和3年度) ② 民営化対象園の保護者等への説明(～令和3年度)
令和3年度	通年	① 移管先事業者との合同・引継保育の実施(1年間)
令和4年度	4月	① 民営化(4月1日)
	12月	② 民営化後のアンケート調査の実施(保護者向け)

## 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
三和区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付の見直しを次のとおり予定しています。

## 1 見直し概要について

## (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日17時15分から翌日8時30分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

## (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する3か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

## (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

## &lt;電話転送先&gt;

- |               |   |              |
|---------------|---|--------------|
| ○安塚区及び大島区     | ⇒ | 浦川原区総合事務所に転送 |
| ○大潟区及び吉川区     | ⇒ | 柿崎区総合事務所に転送  |
| ○牧区、中郷区及び清里区  | ⇒ | 板倉区総合事務所に転送  |
| ○頸城区、三和区及び名立区 | ⇒ | 木田庁舎に転送      |

## (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

（参考）「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

#### （5）時間外における施設の防犯対策について

○ 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### （参考）コミュニティプラザのご利用について

○ コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和2年1～2月 13区での住民説明会の開催  
機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始



## 令和2年度地域活動支援事業三和区採択方針検討資料

項目	令和元年度	昨年度協議内容	令和2年度	考察
募集期間	4月1日(月)から4月19日(金)(土、日曜日を除く)	4週間との意見があったが事前相談や周知もあるため、受付期間は3週間とした。		
補助率 限度額	補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>10/10以内</li> <li>※事業内容、審査の結果により補助金額の減額・調整を行う場合がある。</li> <li>同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内</li> <li>※令和元年度事業からカウントする。</li> </ul>	同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内とすることを追加した。	
	上限	150万円		
	下限	1万円		
採択方針	6項目(別紙参照)	「人材養成・確保事業」を追加した。		
提案件数の制限	制限しない			
ヒアリング・ プレゼンテーション	プレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する。また、必要に応じて現地確認を行うことができる。			
審査方法	説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリング時に提案者が説明</li> <li>必要に応じて事務局の補足説明</li> </ul>		
	協議	委員全員による協議	当日の欠席者の取り扱いについて協議したが、委員の責任であるため、欠席した場合は放棄したとみなし、途中での参加も認めない。	
	採点	採点票により委員個々に採点		
	利害関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案団体の代表者が委員の場合、審査から除外する。</li> <li>提案事業に関わっている場合は委員の自主判断とする。</li> </ul>		
	審査項目	基本審査 三和区の採択方針 共通審査基準	1点と採点した場合に理由を記入する。 不採択となった事業について提案者に伝えるため、具体的な理由を委員全員で協議する。	
補助対象外	防犯灯等のLED化	防災器具の整備を削除		
傾斜配分	なし			
採択ライン (下限点数)の設定	13点(25点満点)			
採択事業の決定	ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。			
追加募集	残額が配分額の5%を目安とし、追加募集を行う。ただし、追加募集は、1回とする。	他の審議を充実させるため、追加募集は1回とした。		
その他	5万円以上の経費は、2社からの見積書を添付する。			

## 三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、優先的に採択する事業

- ① **「地域活性化事業」**  
地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業（例 祭り、講演会、フォーラムの開催など）
- ② **「安全・安心サポート事業」**  
子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど）
- ③ **「地域農業振興事業」**  
農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。（例 農作業体験、担い手研修など）
- ④ **「歴史的資産の保全・保存事業」**  
後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業（例 環境保全のための植林、文化財の整備など）
- ⑤ **「健全育成または健康推進事業」**  
子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業（例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など）
- ⑥ **「人材養成・確保事業」**  
地域自治を担う人材を養成・確保する事業（例 観光ボランティアの育成など）

## 地域の課題について

項 目	地域の課題
交通網について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通が不便であることは、中学生との意見交換会の際にも、「困っている事」として出された。</li> <li>・公共交通システムについて、ネットワークを広げてより多くの意見を聞き、ドア・ツー・ドア等できめ細かい運行、利用しやすいものにする必要がある。 (フリートーク、意見交換、勉強会を開催)</li> </ul>
三和区における防災の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三和区全体の防災対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の中で避難経路ができていない地区の対応</li> <li>・現状にあった避難所の在り方の検討</li> </ul> </li> <li>○火災時の対応策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓の在り方（町内が管理しているのに消防団以外使用できない。弾力性のある取り扱いの検討）</li> <li>・現状の決まりがあっても実際は使用することになる可能性が高い。</li> <li>・地域住民の不安解消</li> </ul> </li> </ul>
サロン事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の集いの場、免許返納後の元気な高齢者の活動の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが気がねなく参加でき、生きがいの持てる場所としてのサロンの開催（現在の「ひなた」とは別事業）</li> <li>・開催のためのリーダーの育成</li> </ul> </li> </ul>
地域活性化のための人材育成について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の付き合いが希薄化し、地域のまとまりがなくなっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が地域行事に関心がないため、地域に入りやすい工夫が必要</li> <li>・地域をまとめる団体（既存の組織）がないため、団体の掘り出しを行うことが必要</li> <li>・区民が求めていること、人をまとめる人材を育成する。</li> <li>・町内会役員も含め、5年後、10年後を見据えてできるうちに三和区全体で考える。</li> </ul> </li> </ul>
情報収集、地域のPRについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域協議会としての取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会としても地域へ足を運び、情報を得る活動を行う。</li> <li>・地域協議会のPR、地域へのアドバイスを行う。</li> <li>・地域活動支援事業の取り組みについても、大きい団体に偏る傾向がある。人材を育成するためにも積極的に地域に出てアピールすることが必要</li> </ul> </li> <li>○情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの立ち上げ等のメディアを利用し、各種団体の活動報告等で三和をアピールする。(諏訪地区、保倉地区)</li> </ul> </li> </ul>

## 地域協議会報告会計画書（案）

## (1) 日 時

令和2年2月27日（木）

三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

## (2) 内 容

## ①地域協議会活動報告（30分）

報告者 \_\_\_\_\_

- ・地域協議会の概要
- ・活動状況

## ②地域活動支援事業事例発表（40分）

小・中学生が「三和を愛する心」を育むための事業

三和婚活支援事業

さんわ祭り周年記念事業

三和で取れた米と野菜で食育活動事業

三和の子どもたちの健やかな成長を支援する事業

## ③令和2年度地域活動支援事業説明（5分）

説明者 事務局

- ・採択方針について

## ④委員公募について（10分）

説明者 事務局

- ・公募の説明

## (3) 周知

- ・2/1 「広報上越」にて全協議会掲載
- ・2/1 町内会長文書で回覧
- ・2/15 「地域協議会だより」にて周知

## (4) その他

# ■三和区の公共交通の再編（案）について

資料No.9

## 1 路線バスの状況と再編の方向性

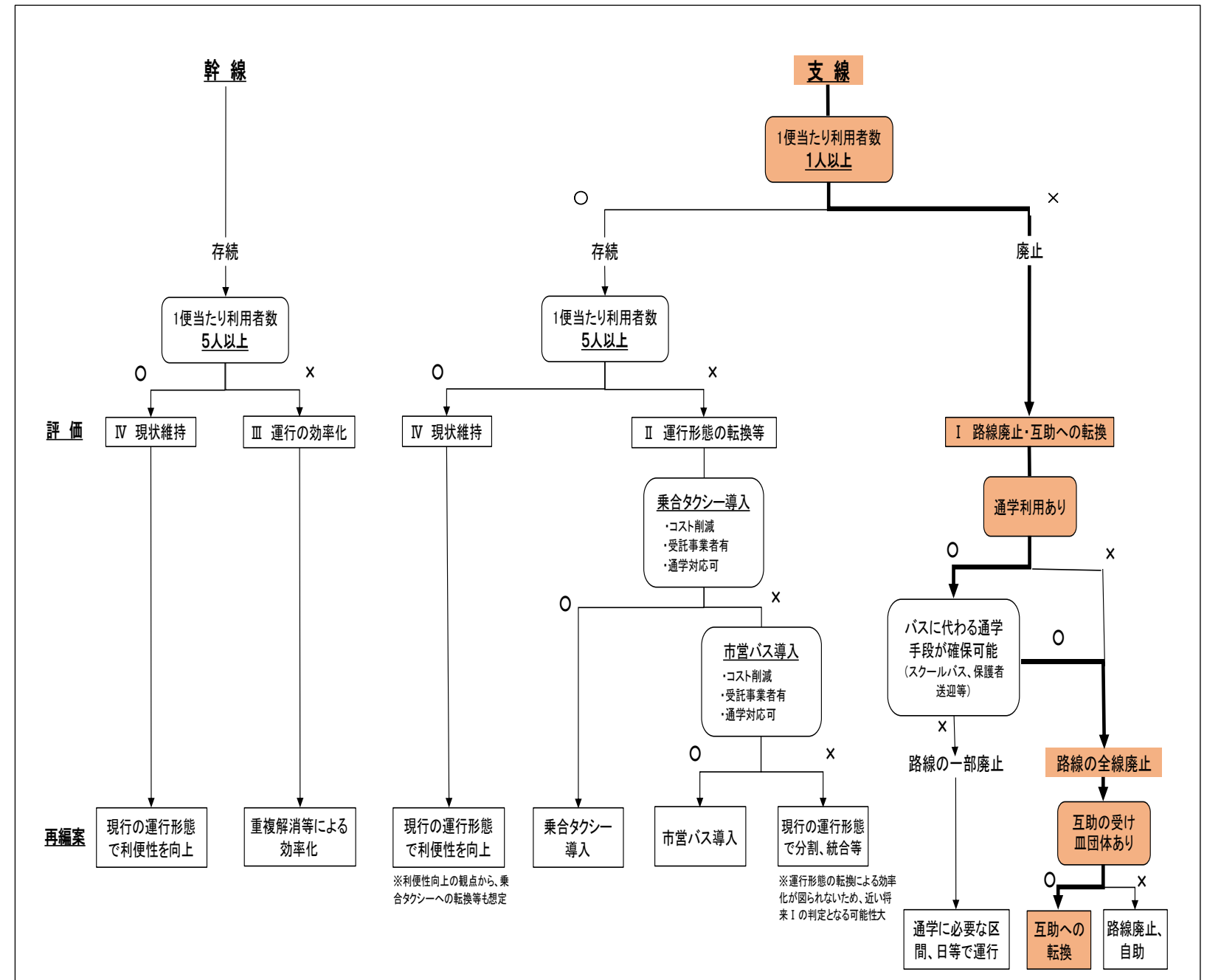
No.	路線	区分	1便当たり利用者数	評価区分	再編の方向性（案）	H30 決算（千円）				平均乗車密度	利用者数（H30）
						収入	支出	収支率	市補助額		
1	真砂・岡田線	幹線（高田駅前案内所～錦まで）	2.7	運行の効率化	・利便性を考慮し三和体育館までとする。	1,464	8,077	18.1%	3,658	1.3	5,996
2	真砂・岡田線	支線（錦～北坪山上）	0.4	運行形態の転換等							
3	水科・今保線	幹線（高田駅前案内所～番町まで）	3.5	運行の効率化	・幹線の高田駅前案内所から番町までの間と高田・浦川原線の運行路線が同一であることから効率化を図り廃止とする。	1,631	7,233	22.6%	4,233	2.0	7,547
4	水科・今保線	支線（番町～今保まで）	0.4	運行形態の転換等							
5	高田・浦川原線	幹線（高田駅前案内所～浦川原バスターミナルまで）	9.4	現状維持	・水科・今保線廃止に伴い、三和コミュニティプラザを経由し運行する。	5,298	22,361	23.7%	17,062	1.3	32,044

## 2 見直し案

三和区内で路線バスの運行が廃止される地域、また、従来からの路線バスの運行がない交通空白地の住民の移動手段を確保するため、三和区振興会が行っている「みんなの足」を拡充し、路線バスと接続させることで地域内交通を確保することを検討している。

- 地域内交通（廃止する支線）として「みんなの足」へ転換
  - 廃止する支線を補うため、「みんなの足」を路線バスに接続し区内の移動手段とする。
- 高田・浦川原線のダイヤ
  - 水科・今保線の利用者が多い始発便（三和コミュニティプラザ発高田方面行）と土日のみ運行している昼便1往復を平日も運行する。
- 高田・浦川原線のバス料金
  - 三和コミュニティプラザ ←→ 高田駅 480円
- 「みんなの足の運行協議」

項目	事項
運行形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通空白地有償運送 ・ドア・ツー・ドア</li> <li>運行主体は三和区振興会で市が補助金を交付する</li> </ul>
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内、区外の利用者は「みんなの足」の会員登録をする。</li> <li>利用者は、利用前日の午後5時までに振興会へ予約をする。</li> <li>土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休とする。</li> <li>医療機関への送迎は、地区別、医療機関別に指定する。</li> <li>朝の2便は通学・通勤者を優先するが、特別な理由があれば乗車可能とする。</li> </ul>
運行ルート・ダイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「みんなの足」の拠点は三和コミュニティプラザとする。</li> <li>「みんなの足」は高田・浦川原線に接続する。</li> <li>「みんなの足」は路線バスに接続できるよう16便運行する。</li> </ul>
運行料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>三和区振興会会員：一般100円 高校生50円 中学生以下無料</li> <li>三和区振興会会員以外：一般200円 高校生100円 中学生以下無料</li> </ul>
実施期間	令和2年10月までに実施を検討中



# 路線図

## 真砂・岡田線、高田・浦川原線、水科・今保線

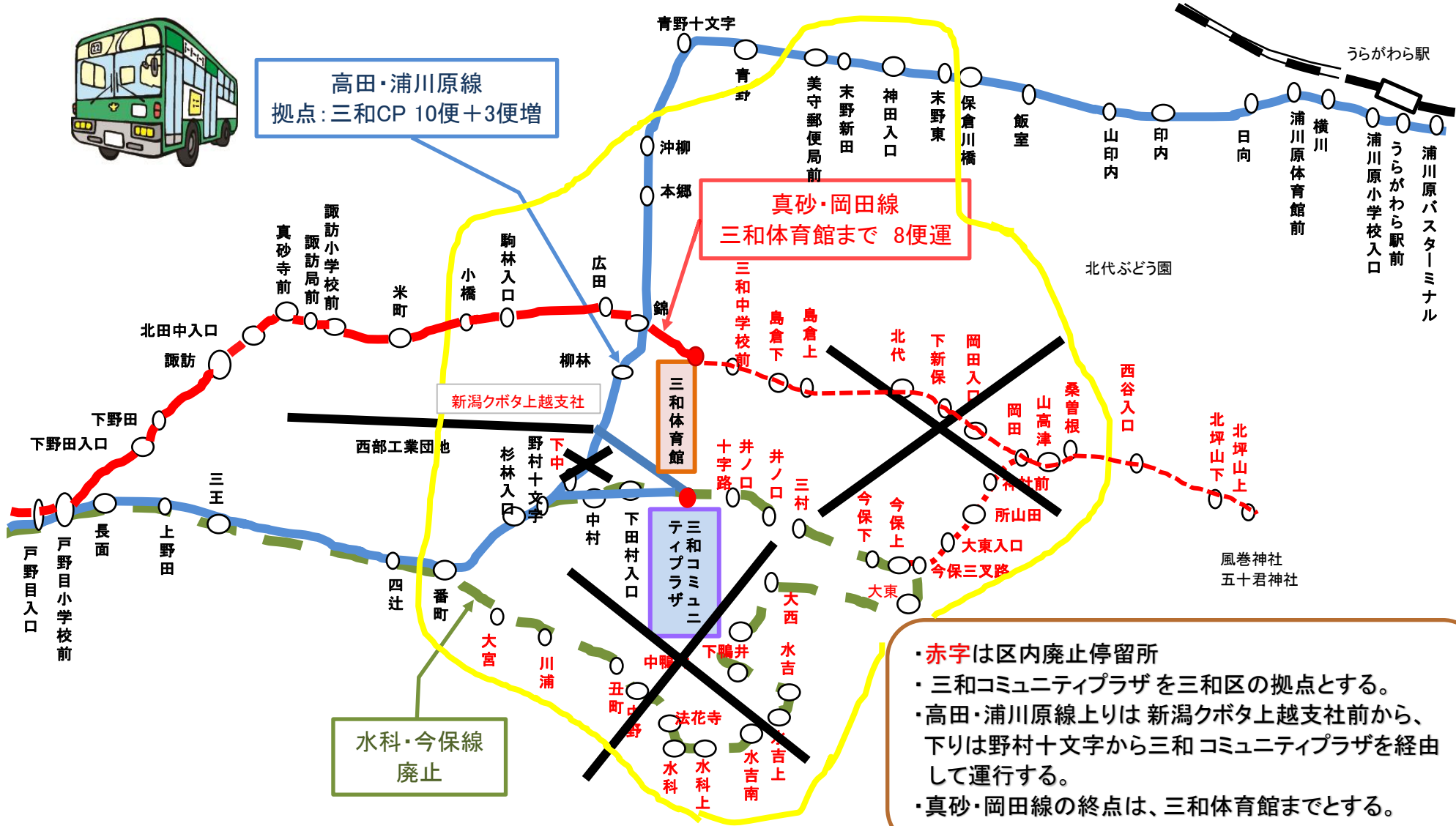


高田・浦川原線  
拠点:三和CP 10便+3便増

真砂・岡田線  
三和体育館まで 8便運

新潟クボタ上越支社

水科・今保線  
廃止



- ・赤字は区内廃止停留所
- ・三和コミュニティプラザを三和区の拠点とする。
- ・高田・浦川原線上りは新潟クボタ上越支社前から、下りは野村十文字から三和コミュニティプラザを経由して運行する。
- ・真砂・岡田線の終点は、三和体育館までとする。

■「みんなの足」と路線バス接続のイメージ

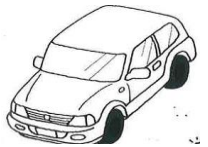
- ①路線バスへの乗り継ぎとして、三和コミュニティプラザを経由する高田・浦川原線に接続するが、路線バスの運行時間は現在検討中のため現行の時刻でイメージしている。
- ②「みんなの足」と路線バスの現在の状況であり、今後乗り継ぎができるよう調整していく。
- ③「みんなの足」は前日までに予約が必要なため、予約がない場合は運行しない。

【高田方面】

「みんなの足」		乗継	路線バス	
コミプラ出発	コミプラ着		コミプラ出発	高田駅前着
① 6:20	7:05着	→	7:08発	7:39着
② 6:55	7:30着	→	7:36発	8:07着
③ 7:35	8:15着			
④ 8:25	9:10着	→	9:13発	9:37着
⑤ 9:20	9:50着	→	10:23発	10:47着
⑥ 9:50	10:20着			
⑦ 10:30	11:00着			
⑧ 11:20	12:00着			
⑨ 13:10	13:50着	→	13:58発	14:22着
⑩ 14:00	14:50着			
⑪ 14:50	15:40着			
⑫ 15:30	16:10着			
⑬ 16:10	16:45着	→	16:50発	17:14着
⑭ 16:55	17:35着			
⑮ 17:35	18:05着	→	18:08発	18:32着
⑯ 18:25	19:05着			

# ■路線バスと「みんなの足」利用イメージ

前日の午後5時までに予約のあった方を送迎します。  
乗合になります。



★交通空白地域有償運送（みんなの足）

①利用方法

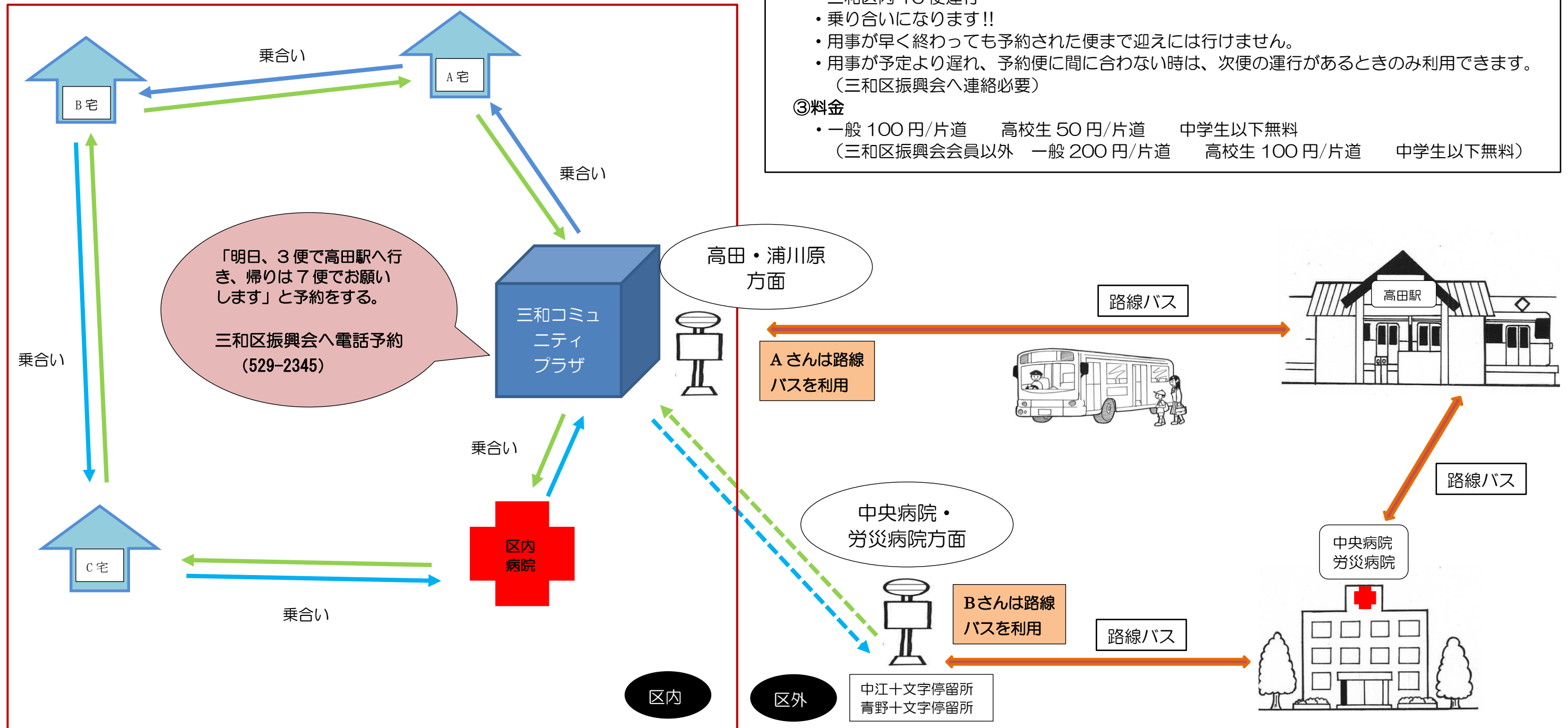
- ・三和区振興会へ予約が必要です!!
- ・利用希望日の前日午後5時までに、往復の利用希望便名をお伝えください。
- ・希望された便が満員の場合は、他の便への変更をお願いすることもあります。（地区別、医療機関別利用日設定あり）

②運行

- ・三和区内 16 便運行
- ・乗り合いになります!!
- ・用事が早く終わっても予約された便まで迎えには行けません。
- ・用事が予定より遅れ、予約便に間に合わない時は、次便の運行があるときのみ利用できます。（三和区振興会へ連絡必要）

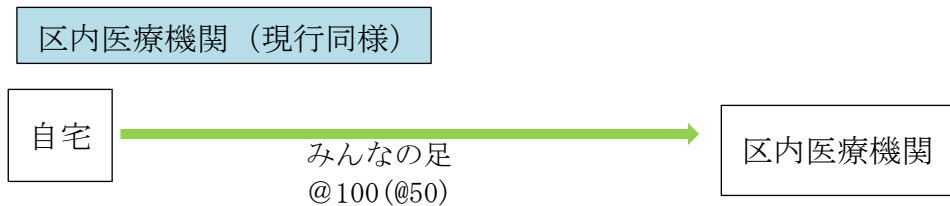
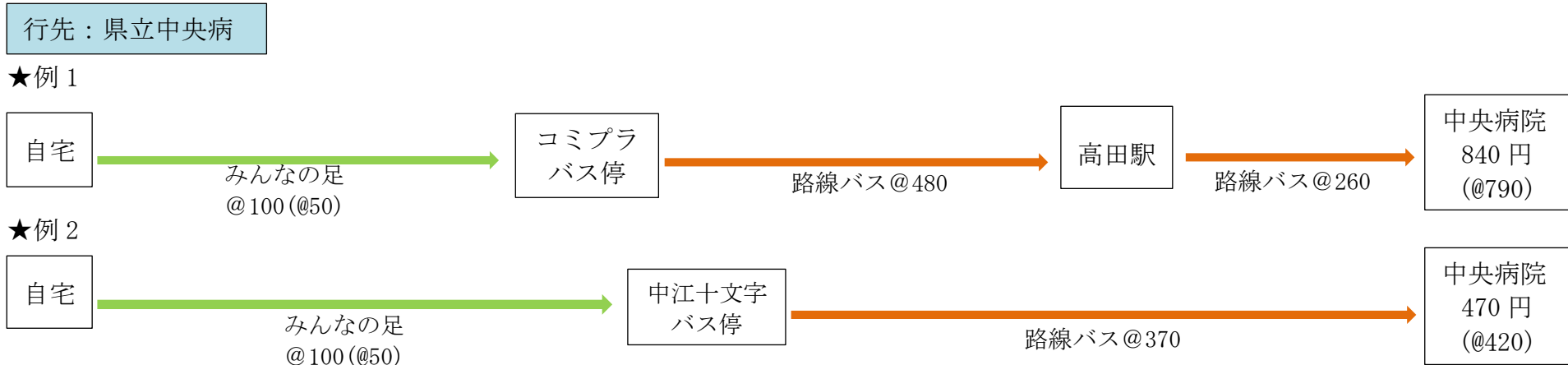
③料金

- ・一般 100 円/片道 高校生 50 円/片道 中学生以下無料
- （三和区振興会会員以外 一般 200 円/片道 高校生 100 円/片道 中学生以下無料）





## ■路線バスと「みんなの足」利用例



**公共交通の再編(案)及び総合事務所時間外受付  
の見直し(令和2年度)説明会の開催について**

市では、次期総合公共交通計画を策定しています。その中で三和区内バス路線の一部廃止予定を受け、バス利用者の利便性を確保するための方策を現在検討しているところです。

また、令和2年度から総合事務所の時間外受付を見直し、木田庁舎、浦川原区、柿崎区及び板倉区の4か所での時間外受付を予定しています。

つきましては、区内のバス利用と地域内交通の方向性、総合事務所時間外受付の見直し概要及び防災行政無線の放送の取扱いについて、次のとおり説明会を開催しますので、皆さまからのご意見をいただきたく、ぜひご参加をお願いいたします。

**■日程及び対象町内会**

地区	開催日	午前10時～11時30分	午後2時～3時30分
上杉	1月21日(火)	大東会館 (大東、今保、大西)	井ノ口会館 (井ノ口、三村新田、浮島)
	1月22日(水)	島倉会館 (島倉、下田島、北代、下新保)	岡田集落センター (岡田、所山田、山高津、払沢、桑曾根)
美守	1月23日(木)	岡木会館 (岡木、錦、柳林、上広田)	下広田会館 (下広田、米子、広井、本郷、沖柳)
	1月28日(火)	神田会館 (神田、越柳、塔ノ輪)	末野地区会館 (末野新田、山腰新田、末野)
里公	1月29日(水)	鴨井会館 (鴨井、水吉、上田、下田)	野会館 (野、下中、稲原、日和町)
	1月30日(木)	川浦会館 (川浦、番町、神明町)	窪会館 (窪、中野、法花寺、水科)

※区内全域を対象に全体会を開催しますのでご参加ください。

全体会	2月 1日(土)	午後2時～3時30分
		三和コミュニティプラザ

**■問合せ先**

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ  
電話 532-2323

## 公の施設の再配置計画（個別施設計画） 策定に係る取組状況について

### 1 公の施設の再配置計画（個別施設計画）の概要

#### (1) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）とし中間年に当たる令和7年度に見直しを行う。

#### (2) 取組方針

以下の4つの取組方針に基づき公の施設の再配置を検討する。

取組方針	具体的な取組
① 人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止）
② 地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	用途の変更 機能の集約
③ 利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④ 長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

### 2 関係者との協議について

#### (1) 目的

区内の各施設の配置状況や利用状況、維持管理費等を踏まえ、将来を見据えた施設の適正配置について意見交換し、令和2年度末（令和3年3月）に策定する再配置計画に反映する。

#### (2) 関係者との協議の進め方

- ・ 各施設の配置状況や老朽化度、利用者状況、維持管理費などに基づき『将来の在るべき姿』を協議
  - ・ 施設カテゴリー毎に、区内や周辺の配置状況を参考に再配置候補施設を選定
  - ・ 再配置の実施に向けた課題や対応策等の意見聴取
- ↓
- ・ 意見を踏まえ、再配置候補施設リストを作成

#### (3) 計画策定までのスケジュール

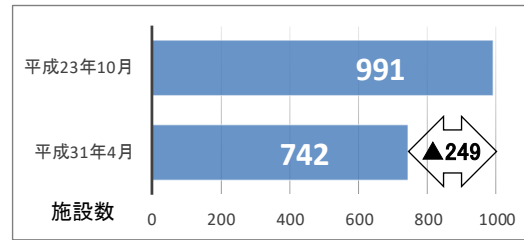
時 期	内 容
H31.3～	○全28区の地域協議会に第6次上越市行政改革推進計画の策定に伴い公共施設の見直しを含む行政改革の取組の概要を説明
R1.10～11	○全28区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1.12～R2.3	○地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2.4～12	○地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映 ○パブリックコメントの実施（計画案の公表）
R3.3頃	○公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表
<参考> R3.4～R12.3	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）

# 今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

## 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

### 1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



### 2 現状と課題

#### 現状

##### ○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。  
(H31.4.1現在の人口：192,068人)

##### ○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2~R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

##### ○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。  
(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

#### 課題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持  
\*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

## 公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

### 1 公の施設の再配置の必要性

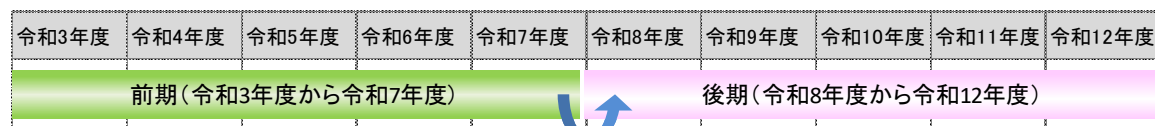
将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

### 2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

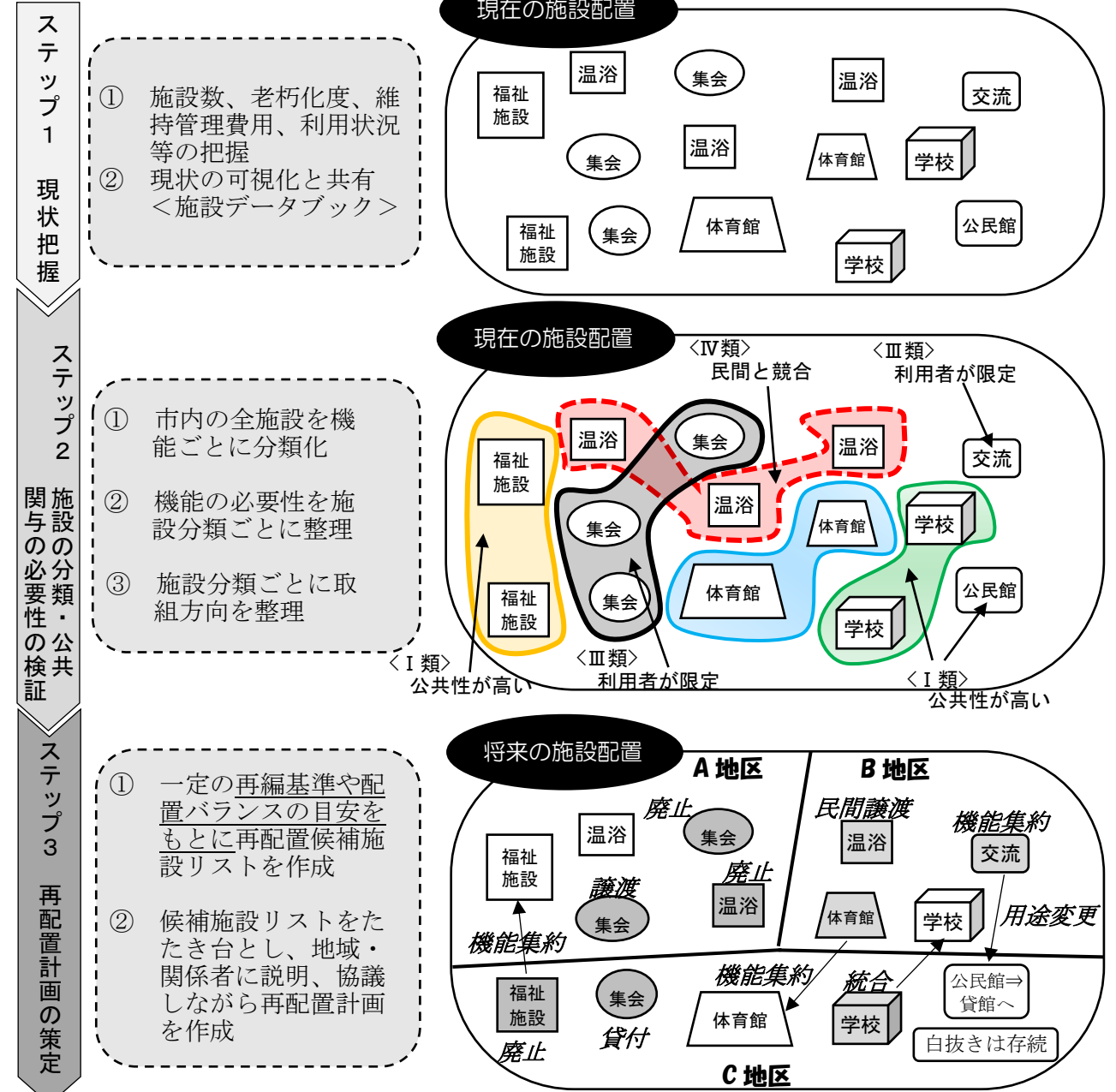


見直し

### 3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

### 4 今後の取組のイメージ



### 将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の削減を図ることが必要と考えています。